

四日市市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第6号

四日市市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

四日市市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年四日市市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(審査の申出)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>3 <u>審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。</u></p> <p>4 審査申出人は、審査申出書（添付書類を含む。）の提出後、その記載事項に変更を生じた場合においては、直ち</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載し、<u>審査申出人がこれに署名押印しなければならない。</u></p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>3 <u>代理人が審査の申出をする場合においては、審査申出の代理権を証明する書類を審査申出書に添付しなければならない。</u></p> <p>4 <u>審査申出書には、貸借対照表その他審査に関し必要な資料を添付することができる。</u></p> <p>5 審査申出人は、審査申出書の提出後その記載事項に変更を生じた場合においては、直ちに、当該変更に係る事項</p>

に、当該変更に係る事項を書面で委員会に届け出なければならない。

5 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

(審査申出人の口頭による意見陳述)

第14条 (略)

2 (略)

3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名するものとする。

(1)から(3)まで (略)

(口頭審理)

第15条 (略)

2から4まで (略)

5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

6及び7 (略)

8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名するものとする。

(1)から(5)まで (略)

(実地調査)

第16条 (略)

を委員会に届け出なければならない。

(審査申出人の口頭による意見陳述)

第14条 (略)

2 (略)

3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印するものとする。

(1)から(3)まで (略)

(口頭審理)

第15条 (略)

2から4まで (略)

5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名捺印しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

6及び7 (略)

8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印するものとする。

(1)から(5)まで (略)

(実地調査)

第16条 (略)

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名するものとする。

(1)から(4)まで (略)

(議事についての調書)

第18条 (略)

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名するものとする。

(1)から(4)まで (略)

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印するものとする。

(1)から(4)まで (略)

(議事についての調書)

第18条 (略)

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印するものとする。

(1)から(4)まで (略)

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(財政経営部市民税課)